

静岡地方裁判所委員会議事概要

平成27年3月24日（火）午後3時から開催された第29回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は次のとおり

出席した委員

青島伸雄，伊東幸宏，大石晴久，大久保正道，小長谷洋，鈴木敏弘，内藤孝二，中山祥乃，安岡元彦，安浪亮介，渡邊良子（五十音順，敬称略）

議事

1 裁判所の広報について

(1) 静岡地方裁判所の広報の取組状況等

静岡地方裁判所の河上基也総務課課長及び酒井応典総務課課長補佐から静岡地方裁判所の広報の取組状況について，また，小澤明日香裁判官から裁判員裁判の出前講義の実施状況について，説明を受けた。

(2) 意見交換（○：委員 △：説明者）

（裁判員裁判の広報について）

- 親子で学ぶ裁判員制度という企画において，子どもたちの感想はどうだったか。
- △ 法服を着たり，法廷での記念撮影ができることから，子どもたちからは大変喜ばれている。
- 裁判所に興味を持っている人に対しては，ウェブサイトを見たりして出前講義等を提供できるが，裁判所の広報活動を知らない人に対する広報については，どのように考えているか。
- △ 大々的な宣伝や人海戦術は，予算や人員の制約もあって難しく，地元の公的機関にリーフレットなどを置かせていただいているが，全ての公的機関に一定数置かせていただくには数が足りていない。少ない人員で効果を上げるために，例えば，事業所等に出向いて少しでもお話をさせていただいて，そこからの波及を考えている。
- 裁判所の広報に対する姿勢として，積極的に打って出たいのか，今ある枠の中で何とかしたいのか，というところを教えてください。例えば，積極的に進めるのであれば，市でいえば，広報誌に掲載してもらおうといったことも考えられるのではないか。
- △ 予算の制約など限られた状況の中，派手なことはできないので，打って出るとまでは言えないが，毎月，最高裁判所で作成している広報テーマについては，各自治体の広報誌に掲載していただくこともある。また，最近では静岡市番町市民活動センターとの共催で裁判員制度説明会を実施したところ30余名の方に集まっていた。こういった活動を少しずつ行っていきたい。
- 私は自治体のスポーツ推進委員を務めており，スポーツ行事を市民だよりに掲載しているが，人を集めるのは非常に大変で，紙面を見た方よりロコミで来てくださる方の方が多い。紙に載せたからといって安心してはいけないと思う。

- 以前裁判員裁判を傍聴した際、非常に分かりやすかったという話を職場の会議でしたところ、自分も裁判を傍聴してみたいという声上がり、職場の人たちを連れて傍聴に来たことがあった。一度気楽に入ってきてもらえれば、分かりやすい裁判が行われているということが分かってもらえるのではないかと。
- 今回の委員会の前にいただいた裁判所のパンフレットを職場に回覧したところ、裁判員制度について否定的なものも含めて1人5つずつくらい意見が出てきたので、裁判員裁判への関心は高いのではないかと。
- 広報は手段であり、ゴールが何かという点が重要である。一般企業であれば、知名度を上げるとのことなのだと思いますが、裁判所の広報のゴールというのは分かりにくい。一つは、裁判員裁判に参加してもらおうということだと思いが、それだけではなく、裁判に関して知識のある人を増やすとか、透明性を高めるといったことも考えられるか。
- △ 裁判所の広報の目的は、裁判所がどのようなところなのか、どのようなことができ、どのようなことはできないのか、ということを理解してもらおうということだと思ふ。裁判員制度については、制度の趣旨や、どのようなことをしているのかをまずは理解していただく、ということが目的となると考えている。
- 私たちは学校で三権分立を教わるが、行政や国会と比べて、司法は分かりにくい部分がある。著名な事件があれば報道もされるが、そのような事件であっても一般の人との間には距離があるため、その距離を少しずつ埋めて近づけるといったのが裁判所の広報なのではないかと。

裁判員制度の広報に関しては、裁判員制度が始まる前の平成19年、20年頃には全国の裁判所で、自治体、経営者団体、大学等に出向いて広報活動をしていたが、一応順調に制度が始まり、実際に裁判を行うようになって当時ほど時間をかけられない状況で、広報活動が下降気味になっているのをどうするのかという問題がある。

裁判所、検察庁、弁護士会が議論をした上で、共同してやっていくべきものであると思っている。
- 裁判はお上が勝手にやっているものではない、自分達のためにやっているんだというところの意識を、子どもたちから持ってほしいと思う。裁判関係の新聞記事は多いが、身近でない感覚があるので、他人事になってしまう。小中学生の頃からの法教育に力を入れていかななくてはいけない。
- 裁判がどのようなものか、子どもたちに知ってもらうのが大事である。弁護士会ではサラ金の問題が深刻だった頃、高校生に対してサラ金とはどういうものかという講義をしに行ったことがあった。
- 静岡県舞台芸術センターでは、将来、演劇のファンになってもらうために、高校生のための演劇プログラムがある。子どもたちへの啓蒙活動のために、県の高校教育課に行って、社会の勉強のために時間をとっていただくようお願いできたらいいのではないかと。
- 小学生、中学生、高校生をターゲットにして理解を深めたいという目的であれば、ウェブサイトで宣伝するより、教育委員会に行った方がよいように思われる。

高校の社会科の教育は、参政権を18歳に下げるという話が出ている中で、教師は真剣に考えている。高校の社会教育の中で裁判制度がどういう形で伝えられるか、大事なタイミングではないか。

- 高校への出前講義の際、父兄は呼んでいないのか。
- △ 教師と生徒のみである。
- 父兄も呼んでみたら、きっと集まると思う。そこからまた広がっていくのではないか。
- 広報にかかるコストが限られているということであれば、どこかに集中しなければならないが、小学校、中学校、高校に集中するべきか。
- 弁護士会ではPTAを対象とした広報活動もある。

(一般的広報について)

- 裁判所のウェブサイトについては、静岡地裁ではあまり工夫の余地がないのか。
- △ 最高裁判所事務総局において、レイアウト等を決めているため、静岡地裁の裁量は少ないというのが実情である。

事前に裁判所のウェブサイトを見ていただいて、何かお気づきの点があれば教えていただきたい。

- 静岡地裁の所在地の地図が見つからなかった。
- △ 分かりにくいですが、所在地一覧のページに掲載されている。
- 世の中の関心が高い事件の解説のようなものがあればありがたいと思った。
- 私たちは事件について記者のフィルターを通して知ることになる。いい事もあるが、好みもあるので、裁判所から事件について直接の発信があってもよいのではないか。
- 現在、迅速に正しく報道していただくために、判決要旨を報道機関にお渡ししているが、報道機関以外にはお渡ししておらず、一般に公開するためにそのような解説を作成するのは大きな負担となることが考えられる。また、確定した事件についても、中立公正に解説を書ききれるかということについては疑問がある。
- 実際は、いただいた判決要旨だけで報道するというのは、記者に知識や経験がないと難しいと思う。
- 判決そのものであれば、裁判所のウェブサイトに掲載されているものもあるが、一般の人にとっては読むのが難しい
- 判決の内容をかみ砕くのは難しい。そのような作業は記者にやってもらうのがよいのではないか。

(裁判員候補者の出頭率について)

- 裁判員選任手続における候補者の出頭率の低下が前回の委員会で話題になり、その事情や背景についての分析結果を本日御説明いただいたが、これについて対策はあるのか。
- △ 地道に企業等に出向いて理解を得ることだと考える。ワークライフバランスという側面からも、休みやすい環境作りというものを働きかけていきたい。
- 裁判員の拘束日数が長くなる理由はどのようなものがあるか。
- 当初は自白事件で簡単なものが多かったが、否認事件が本格的に始まると、自

然と審理日数が長くなって来る。

- 私の職場で出た意見だが、職場での不利益扱いが出頭率の低下につながっているのではないか。

それから、いただいたパンフレットには裁判員裁判に参加してよかったという意見しか出ていないが、それが逆効果なのではないか、という意見もあった。

- 大学の規則上は裁判員裁判のために仕事を休んでも不利益を被らないが、その時間に教員がいないことで、学生には不利益が及ぶため、出頭を断らざるを得ないのが実情である。現実的には仕事に余裕がない状態では、参加したい気持ちがあっても、参加は難しい。

- △ 裁判所としても、今後、検察庁や弁護士会と協力して、各方面ともう一度パイプをつなげてやっていきたいと考えている。

2 次回テーマ

次回テーマは、「裁判所職員の採用と研修」について取り上げることとされた。

3 次回期日

追って調整